

## 第9節 防災訓練計画

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本県においても、東南海・南海地震や風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施する。

また、県民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

主な実施機関  
市町村，県（危機管理局，各部関係各課），警察本部，四国総合通信局  
四国地方整備局，日本赤十字社徳島県支部

### 第1 総合防災訓練

#### 1 県総合防災訓練

(1) 県及び市町村は、防災機関との連携体制の強化、県民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と県民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

その訓練は、各種災害に対応するのはもとより、東南海・南海地震を想定した地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等も考慮して実施する。

#### (2) 訓練種目

動員及び災害対策本部設置，運営

交通規制及び交通整理

避難準備及び避難誘導，避難所の設置運営

救出・救助，救護・応急医療

各種火災消火

道路復旧，障害物除去

緊急物資輸送

災害情報の収集伝達

流出油防除

ライフライン復旧

その他，災害時に起こりうる被害を想定し，幅広い種目について実施する。

### (3) 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，地域住民の協力を得て，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

## 2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して，県災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制，災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

同様に，県災害対策本部と各防災機関も協調して図上訓練を実施する。

## 3 広域的な防災訓練

県，市町村，防災機関は，近隣府県等との相互の応援体制を確立するため，県域を越えた広域的な防災訓練を実施する。

### (1) 近畿府県合同防災訓練

「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき，近畿府県，関係防災機関及び地域住民等の参加により，総合的な防災訓練を実施し，広域防災体制の充実強化と住民の防災意識高揚を図る。

### (2) 中国四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練

緊急消防援助隊に登録した中国四国地区の消防機関が参加し，各種資機材等を活用した合同訓練を実施する。

### (3) 日本赤十字社中国四国各県支部合同災害救護訓練

赤十字独自のネットワークを活用し，迅速性と統制のとれた救護活動を的確に行うため，中国四国各県支部が合同訓練を実施し，協力支援体制の確立を図る。

## 第2 個別防災訓練

### 1 徳島県流出油災害対策協議会が行う訓練

本県沿岸海域において大量の油が流出した場合の防除活動に必要な事項を協議し，その実施を

推進することを目的に設立された「徳島県流出油災害対策協議会」は、会員の防除活動の演練のため毎年1回以上、訓練を実施する。

## 2 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

訓練内容

- (1) 観測（水位，潮位，雨量，風速）
- (2) 通報（水防団の動員，居住者の応援）
- (3) 輸送（資材，器材，人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 水門，樋門，陸閘，角落し等の操作
- (6) 避難，立退き（危険区域居住者の避難）

## 3 消防訓練

市町村は、災害時における災害規模，災害事象に応じた消防計画の習熟を図り，突発的な災害に対処できるようにするため，非常参集，通信連絡，火災防御技術，救助等の訓練を実施するものとする。

## 4 避難，救助救護訓練

市町村その他の関係機関は，関係の計画に基づく避難その他救助，救援活動の円滑な遂行を図るため，水防，消防等の災害防護活動とあわせ，又は単独で訓練を実施するものとする。また，医療関係機関等と連携し，トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

なお，学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては，児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

## 5 非常通信訓練

災害時には，有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか，無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し，通信の円滑な運用を確保するため，徳島地区非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

## 6 災害情報連絡訓練

災害時において県（県本部）、県の出先機関の間の災害情報連絡の迅速かつ的確な実施をはかるため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。